海外から帰国した学生及び教職員が帰国後とるべき行動について

本学では、新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、海外から帰国した学生 及び教職員について、帰国後、以下のとおり適切な行動をとるよう要請します。

最近、海外から帰国した学生及び教職員から感染が拡大する報道が報じられています、 海外から帰国した学生及び教職員のとるべき行動を示し、注意喚起いたします。

1 対象者

海外から帰国後2週間(14日間)以内の学生及び教職員。(帰国した日を0日として計算して下さい)

対象者は本学保健センターまで連絡願います。(TEL049-271-7725)

2 通勤、通学について

政府の要請に基づく、海外から帰国後2週間(14日間)自宅等での待機を経ている ことを確認した上で、健康に問題がなければ通学、通勤できます。(帰国した日を0日 として計算して下さい)

- 3 2週間の自宅待機の間に体調不良となった場合
 - (1) 風邪の症状や37.5 度以上の熱が4日(基礎疾患のある人は2日)以上続く
 - (2)強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

このような症状があるときは、最寄りの保健所等にある「帰国者・接触者相談 センター」に電話で相談して下さい。

- (1)(2)の基準に満たない場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関に相談して下さい。
- 4 同居の方が海外から帰国されている場合

家庭内感染を防ぐために次のことに気をつけてください。

- (1) 部屋を可能な限り分ける
- (2) 帰国者との接触はできるだけ限られた方にする
- (3) マスクを使用する
- (4) 小まめに、うがい、手洗いをする
- (5) 換気をする
- (6) 取っ手、ノブなどの共有部分を消毒する
- (7) 汚れたリネン、衣服を洗濯する
- (8) ゴミは密閉して捨てる

新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、みなさんの協力が必要です。学生及び教職員においては、感染拡大防止策を遵守していただきますよう、よろしくお願いします。